

組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University
金沢大学教職員組合執行委員会
金沢市角間町
Tel.076-262-6009(FAX同じ) / 角間内線2105
E-mail kanazawa@ku-union.org
ホームページ http://www.ku-union.org/

2017年11月1日

通巻1256号

この号の内容

無期雇用への転換

事務補佐員の無期雇用への転換が実現

教職員のみなさん、朗報です。有期雇用の事務補佐員が無期労働契約に転換できる制度ができます。組合は大学に対して、2013年4月以降、本学のパートタイム職員の雇用上限が、無期雇用への転換をすすめる労働契約法の趣旨に反して5年と定められたことについて、法の趣旨にしたがって無期雇用へ転換するように要求してきました。今年3月にはアンケートを実施し、常勤・非常勤を問わず、8割を超える教職員が積極的に無期転換を求めていることを明らかにした上で、6月末に再度申入れを行い、10月4日の団体交渉で改善を求めていました。

去る10月20日、大学から組合に対して、事務補佐員を無期雇用へ転換する制度を作る方針が示されました。選考はありますが、過度に選抜的にならない制度であることを確認しています。詳細は今後の交渉で詰めていきますが、以下で提案された制度の概要について説明します。

*詳細は、組合のHP上に掲載した資料をご覧ください。

*資料は10月20日付けのものです。今後の交渉等で変更される場合もありますので、注意してください。



(1) 学長裁定による無期雇用への転換

これについては、今年4月に規程改正がなされましたが、具体的な内容が不明でした。今回、その内容が明らかにされました。

I: 大学として雇用が必要な者

具体的には、清掃業務従事者、ジョブコーチ、医師事務作業補助者、技術補佐員で医(一)および医(二)の本給表適用者、看護助手業務従事者、医員、夜間診療医師などです。*但し、無期転換の人数には条件がありますので、資料で確認してください。

II: 特定事業及びプログラム等の期限付き資金で雇用が必要な者

無期転換されても、特定事業の期間内に限られます。当該事業が終了した場合には解雇となることについて、同意を得た上での無期雇用であることに注意が必要です。

III: 以下の条件を満たす場合

- ・免許・資格等を必要とするなど専門的な特殊業務であること。
- ・5年を超えて雇用しなければ、教育・研究等に支障が生じる具体的な理由があること。
- ・無期労働契約に転換した場合には、当該非常勤職員が定年退職するまでの間の雇用経費及び勤務先は当外部局が確保すること。



(2) 業務支援事務補佐員(仮称)の創設による無期雇用への転換

学長裁定による無期転換は限定的であり、一般の事務補佐員が認められるのは難しい状況でした。この制度で無期雇用への道が開けます。

(注意)2013年3月31日以前から雇用されているパートタイム職員の方については、そもそも雇用期間の上限に定めがありません。業務支援事務補佐員制度によらず、2018年4月以降に申込をすることで無期転換されますし、業務支援事務補佐員試験に合格すれば、業務支援事務補佐員として無期転換することも可能です。

業務支援事務補佐員制度の概要 * H29. 10. 20付け資料より

勤務内容：管理運営業務の内、恒常的で定型的な業務支援

勤務時間：週30時間

給与：時間給930円

定年：満65歳に達した日以降における最初の3月31日まで

配置換：あり(但し限定的)

雇用経費：運営費交付金

雇用人数：運営費交付金で措置された事務補佐員の範囲内で採用

対象職員：2013年3月31日以前から雇用されているパートタイム職員

2013年4月1日以降に雇用された者の内、年度末に4年を超えて勤務することとなるパートタイム職員

選考方法：筆記試験、面接考査、勤務状況確認書(個人調書)

選考方法については、一定の基準により選考を行うとしていますが、過度に選抜的にならない制度であることを確認しています。組合からは、更新を繰り返して5年間働いてきた事実が、今後も金沢大学で働く能力があることを示しており、無期転換のタイミングで筆記試験の様な選考は無用であること、これまでの業務態度に問題がなければ原則無期転換を促すべきであると主張しました。また、個人調書や部局の推薦についても、恣意的な判断にならないように基準の明確化を求めました。さらに無期転換のタイミングについては、5年を待たず、出来るだけ早い段階で行うよう求めたところ、3年以上の在籍者にまで緩和されました。



(3) 育児支援等事務職員(仮称)の創設による無期雇用への転換

今年4月の規則変更で、育休代替職員については、5年を超える可能性が発生する「わたり」が禁止されました。しかし、業務に支障が生じるとの意見が現場から出ていることに対応するため、育休支援事務職員として一定数(当面は2~3名程度とのことです)を無期雇用する制度が作られることになりました。

- 「雇用が5年まで」「今年度末で雇止め」等と言われて既に了承してしまった場合、また、来年3月での雇止めを前提として業務引継のために既に新しい人が雇用されている場合でも安心してください。雇用期限の取扱いは仕切り直しになりましたので、業務支援事務補佐員制度を利用して無期雇用への転換の道が開けます。自分是对象になるのか疑問に思われたら相談ください。
- 技術補佐員の方は業務支援事務補佐員制度の対象外とのことですが、学長裁定による無期雇用への転換が可能です。無期転換を希望される方は申し出てください。

組合員が多いと組合の交渉力が強まり、要求実現の可能性が広がります。未だ加入されていない方は、是非組合に加入してください。

